

ドイツ農業・土地制度史上の 二つの問題について

—Gutsherrschaft と Domänenpächter—

加 藤 房 雄

ドイツ第二帝政（1871-1918年）の「構造的な民主主義敵対性」¹⁾を厳しく批判して、ヴェーラー (Hans-Ulrich Wehler) は、1973年に、次のように述べた。すなわち、「公権的国家のこうした機構に対する一種の心理的な補完物をなしたのは、臣従気質 Untertanenmentalität であった。国家権力の意志行為や権利侵害をも受け身に甘受し、過度に用心深い沈黙をもって日常の些事にわたる嫌がらせに反応し、歩道で出会った少尉を脱帽して避け、とるに足らぬ村の巡査にも国家の面影の宿っているのを見、それゆえに抗議するよりもむしろ適応することを、この臣従気質は要求した。より自由なラインラントや西南ドイツでしばしば軽蔑を呼び起こした、このすぐれて東エルベ的な心性 ostelbische Mentalität は、何百年もの年月を経た政治的宗教的伝統の所産であった」²⁾、と。

近現代ドイツ史における「連続性問題」³⁾を決定的に重視する H.-U. ヴェーラーにとって、この「臣従気質」とは、旧来の「前工業的なエリートと価値体系」⁴⁾が、工業化を達成した社会になお与え続けた「負荷」⁵⁾

1) Hans-Ulrich Wehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973, S. 105 ff., 大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国 1871-1918年』未来社, 1983年, 159ページ以下。

2) *Ebenda*, S. 133, 同上邦訳書, 198ページ。傍点筆者。

3), 4), 5) Hanna Schissler, *Die Junker. Zur Sozialgeschichte und historischen Bedeutung der agrarischen Elite in Preußen*, in: Hans-Jürgen Puhle u. H.-U. Wehler (Hrsg.), *Preußen im Rückblick*, Göttingen 1980 (*Geschichte und Gesellschaft*, Sonderheft 6.), S. 111.

Belastungen のきわめて重大な構成要素にはかならなかった。「事実、ドイツにおいて1866-71年以後、重要な経済的、社会的ならびに政治的な諸決定が農業社会の指導エリートの利害に沿って下され、これらの政策決定がその後もずっとひき続いて帝国ドイツの工業社会の展開を規定していたことは、きわめて明白なのである。それどころか、この社会のはらむきわだった矛盾や『断層』の大部分は、まさしくその点に帰着せしめられるのである」⁶⁾。ヴェーラーのこうしたユンカー批判の視角は、ナチズムの罪過をドイツ人自身の問題として自覚的に受けとめ、いっさいの「弁護論的な現実逃避 (Eskapismus)」⁷⁾ を峻拒する点で、すぐれて首尾一貫している。

ところで、ヴェーバー (Max Weber) は1904年に発表した力編、「世襲財産」Fideikommiß 論文⁸⁾において、ドイツ東部と北西部の「農民意識」⁹⁾ Denkweisen der Bauern od. bäuerliche Denkweisen の類型的相違を対比しつつ、北西部に特徴的な「農民自負感」¹⁰⁾ Bauernstolz とは全然異なる東部農民の思考形態について、次のような興味深い定式化を行っていた。「グーツヘル Gutsherr が上流階級然としてあまりにもかけ離れた存在になっている村があるとすれば、その村は除くとして、すべての自治体 (Selbstverwaltungskörper) において、中農と大農が、このグーツヘルの支配 (Hand) を自らの上に感じ取っている所、いやそればかりではなく、グーツヘル農場の広大な規模の土地が、ひしめきあって住みついている村の小民 (kleine Leute) たちに、社会的等級における埋めようのない裂け目により仕切られて対峙している所——そして、事実また、これは自明の理なのであるが、世襲財産がこの状態を助長するものであること、この点はずでに見た——、そういう所では、農民にいま内在しているか、あるいは

6) H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 15, 前掲邦訳書, 26ページ。

7) *Ebenda*, S. 16, 同上邦訳書, 27ページ。

8) Max Weber, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommißfrage in Preußen* (1904), in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 323-393.

9) Heide Wunder, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986, S. 137.

10) M. Weber, *a. a. O.*, S. 385. 傍点筆者。

は、ことによると世襲財産の増加ゆえに将来内在することになるやもしれぬ、『貴族的性向』なぞについては、ゼーリング (Max Sering) の見解にたとえ従ったとしても、やはり、ただたんに饒舌家だけがよく語りうるにすぎないであろう。社会経済的意気消沈・従属感 (soziales und ökonomisches Gedrücktheits- und Abhängigkeitsgefühl) が、このような状態に適合的な感情であり、それは、年がら年中明確な識閥にのぼっているのでは決してないにしても、永きにわたっては繰り返し繰り返し、その効果を表わす感情なのである」¹¹⁾。

M. ヴェーバーがここで指摘する「社会経済的意気消沈・従属感」と H.-U. ヴェーラーの言う「臣従気質」とは、重疊的な関係に立つと思われる。いや、むしろより正確には、一種の諦念にも似た「東エルベ的心性」を生みだす「臣従気質」の一形態が、東部ドイツ農民層の抱く「社会経済的意気消沈・従属感」であったと言ってよい。ヴェーラーが「政治的宗教的伝統の所産」と見た特異な自意識を、M. ヴェーバーは、社会経済的内実を伴った思考様式として押さえているのである。村の小民を含む中・大農層らの直接的生産者の心に、一種独特の言わば「プロイセン=ドイツ的従順」preußisch-deutscher Gehorsam の習性を刻印した最大の要因、ヴェーバーによれば、それは「グーツヘルのハント」であった。

ここで、ドイツ農業・土地制度史研究の最新作、カーク (Heinrich Kaak) の『グーツヘルシャフト——東エルベ地域における農業制度の理論史的研究——』¹²⁾ が注目されよう。1991年に公刊された、全文500ページを超えるこの大著の全面的な検討については、後日を期すこととして、本稿においてはとりあえず、行論上必要な以下の諸点のみを書き記しておきたい。さて、カークが、東エルベの農村史に着眼するのは、それが、「プロイセン=ドイツ的臣従精神 (Untertanengeist) の肥沃な温床」¹³⁾ を成したからである。プロイセン的「臣従気質」の最も重要な歴史的起源の一つは、

11) *Ebenda*, S. 385. 傍点筆者。

12) Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin·New York 1991.

13) *Ebenda*, S. 2. 傍点筆者。

農場領主制 (Gutsherrschaft) 下での「農場隸民制」¹⁴⁾ Gutsuntertänigkeit であった。

このグーツヘルシャフトをどのように把握するかという点で、1945年後の研究史は四つの見地に大別される¹⁵⁾。第一は、ヘニング (Friedrich Wilhelm Henning) である。彼の見解は、クナップ (Georg Friedrich Knapp) の古典的グーツヘルシャフト論に近い。ヘニングは、グーツヘルシャフトを、経済・所有関係・法的側面の総体として把握する。封建領主の自己経営は、中世末期の農業危機ののちに拡大し始めた。広範囲にわたる領地上のまとまりが形作られ、法的諸関係が整えられてゆくのも、この時以降である。グーツヘルシャフトは、18世紀に完成を見る。グーツヘルはここで、土地＝隸民支配と保護権 (Grund-, Leib- und Patronats-herrschaft) を一手に握ったのである。農民は、領主に対する「隸従関係」¹⁶⁾ Untertanenverhältnis に束縛された。

第二に、リュトゲ (Friedrich Lütge) もまた、この歴史的展開を重視するが、グーツヘルシャフトをより狭く限定して理解する。彼にとって、それはグーツヘルの統治上の諸権能を伴う閉鎖的な領域形成の中核を成すものだった。したがって、グーツヴィルトシャフト (Gutswirtschaft) が東エルベの諸地方に形成されたことが事実だとしても、それは、グーツヘルシャフトの概念構成上のメルクマールでは必ずしもない。リュトゲは、グーツヘルシャフトの定義を法律面に限定したのである。

第三の潮流を形作ったのが、ハルニツシュ (Hartmut Harnisch)・ハイツ (Gerhard Heitz)、そしてミュラー (Hans-Heinrich Müller) らの旧東ドイツのマルクス主義的農業史家によって展開された「再版農奴制」¹⁷⁾ zweite Leibeigenschaft 論である。マルクス主義的な時期区分によれば、グーツヘルシャフトとは、「封建制末期」¹⁸⁾ Spätfeudalismus の一事象に

14) *Ebenda*, S. 3f.

15) Vgl. *ebenda*, S. 6f.

16), 17) *Ebenda*, S. 6.

18) *Ebenda*, S. 7. 「封建制末期」に注目する旧東ドイツの農業史研究としては、H. Harnisch u. G. Heitz (Hrsg.), *Deutsche Agrargeschichte des Spätfeudalismus*, Berlin 1986, の概説がある。

ほかならなかつた。

第四に、ボルケ-シュタルゴルト (Henning Graf Borcke-Stargardt) は、次のような独特の自説を、前三者の見地に対置する。すなわち、計画的に実行されるグーツヴィルトシャフトを持つ大土地所有は、18世紀の末まで、実はそれほど一般的ではなかつた。農業技術と農業生産も、まだ、少なからぬ剰余物を産出するほどの水準には達していなかつた。利潤への関心は、全く微弱だったのである。その上、グーツヴィルトシャフトは、ドイツ西部においても例外的に存しただけだったのであるから、大農場の出現を基準にして東部と西部を分けることはできない。グーツヘルシャフトという概念で言い表わされてきたことは、支配体制と経済的事実との不当な混同であつた。グルントヘルシャフトとグーツヘルシャフトの対概念は、西部と東部の法的相異に関する誤った表象の原因となっている。われわれは、グルントヘルシャフトとグーツヴィルトシャフトについてのみ語りうるのである、と。

このように、1945年以降の研究史を大づかみに概観するだけで、最後に示したボルケ-シュタルゴルトの見地がアウトサイダーのそれであつたことが、容易に理解されよう。彼の言わば異端の見解を除けば、研究史は、1800年以前の東エルベの農業事情を一つの発展史として描く点で、基本的な一致を見ている。そのあらまは、およそ以下のとおりである¹⁹⁾。

グーツヘルシャフトは、グルントヘルシャフトの一形態 (Ausformung) として15世紀末以降に成立した。その重要な前提は、グルントヘルが13-14世紀に、それまで領邦君主 (Landesherr) が持っていた土地と様様な権限を獲得したことである。グルントヘルは、領主裁判権を握つたことで、農民に対する支配公権を行使しえた。14世紀以降、独立自営農民層は衰退していった。フェーデ (Fehde) と戦争そして伝染病によって、多くの農民地が荒廃した。グルントヘルは、15世紀に入ると、不毛の地と化した農民地を、新たな農民家族に任せるのではなく、自己経営地に編入し始めた。さらに、グルントヘルが行つたことは、農地を耕す直接生産者の意志に反

19) Vgl. H. Kaak, a. a. O., S. 2-4.

して、それを取り上げること、すなわち、農民追放であった。このようにして、グルントヘルは、自分の農業大経営の基礎を創出したのであるが、当初この自己経営は、なお少数にとどまり、さして大規模なものでもなかった。

16世紀になるとグルントヘルは、土地法 (Landesrecht) の諸規範を、いよいよもって農村住民の不利になるよう改変することに乗り出す。17世紀の中葉まで続く過程を経て、農村住民とその子孫から自由移住権 (Freizügigkeit) を奪い、彼らに、きわめて過酷な、往往にして無制限の賦役を課したばかりではなく、奉公人としての義務まで要求した、あの「農場隸民制」が次第に仕上げられていった。グーツヘルとグーツヘルシャフトそして農場隸民 (Gutsuntertanen) について、われわれが語りうるのは、「農場隸民制」の本質的要素が姿を整えていくとともに、グルントヘルの自己経営が拡張して、グーツヴィルトシャフトへと転成していく16世紀後半以降のことなのである。農民地の横領を容易化しうるために、グーツヘルは、農民の保有＝相続権を空洞化する挙に出る。こうしたなかで、1618-48年の30年戦争が一つの節目を成し、農民的保有権の根本的変化がもたらされる。戦争の結果、農民地の保有者がいなくなった所の後任は、より劣悪な権利状態のもとに落とされてしまったのである。

グーツヘルシャフトが完成するのは18世紀であり、その諸特徴は、下級貴族の農場に最も強く刻印される。土地の支配権ともども裁判権と領民保護権をも一手に握ったグーツヘルは、また、彼の隸民が無償で営むグーツヴィルトシャフトの専一的な「用益権者」²⁰⁾ Nutznießer でもあった。しかし、同じ18世紀には、グーツヘルシャフトを廃止しようとする動きも始まる。一方において、政治的軍事的かつ財政上の利害関心から、強力な農民層を必要としていたランデスヘルが、グーツヘルシャフトの縮小と除去を望んだとすれば、他方、農業生産の進歩そのものによって、旧来の因習的な方式の廃棄が促されたのである。18世紀から19世紀への転換期に始まり、その後50年以上にわたって進んだ「農民解放」²¹⁾ Bauernbefreiung に

20), 21) *Ebenda*, S. 3.

よって、グーツヘルシャフトは最終的に除去された。

このグーツヘルシャフトが普及していたのは、東エルベの広範囲にわたる。すなわち、北は、シュレスウィヒ-ホルシュタインから東に進み、メクレンブルク、ポメルン、東プロイセンを経て、ポーランドとロシアまで、そして、南東に眼を移すと、マルク・ブランデンブルク、ラウジッツ、シュレージエンと続いて、バーメン、メーレンからルーマニアに至るきわめて広大な領域がそれである。グーツヘルシャフトは、様々な地域的差異を伴いながら強力に展開する。その地方的色あいを決定づけたのは、各地のランデスヘルないしはフルスト (Fürst) とグーツヘルとの力関係の違いであった。これに対して、ドイツの西部では、「北西・中部・南東ドイツ」²²⁾ のグルントヘルシャフトが展開した。

こうした「特殊東エルベ的發展」²³⁾ の主因は、本質的に経済である。「農場隸民制」を利用しつくすことで、グーツヘルは、自分の大グーツヴィルトシャフトを格安の費用で経営することができた。農場経営の基幹労働力が、農作業用の生産手段を所持する農奴の賦役によって、労働対価を支払うことなく無償でまかなわれたため、グーツヘルが調達しなければならない役畜・農業器具類と労働者雇用の自己負担は、ごくわずかな出費で済んだからである。

さて、15世紀後半期の人口増加と農業好況の時局とともに、グルントヘルは、近くの市場だけではなく、遠隔地市場にも、利潤めあてで、農業生産物を送り始める。西ヨーロッパのおもだった諸都市へ農産物が供給されたことで、グルントヘルは、ヨーロッパ規模での広範な商品取引関係に参入しえた。収入の点で、裕福な都市民に比し相当な遅れをとっている不愉快さが、身にしみて感じられ始めた矢先だっただけに、15世紀末以降グルントヘルたちは、なおさらのごと懸命に利潤追求の農業生産に邁進したのである。彼らの経済的目的はおおむね達成されたと言ってよいが、これは同時に、次の事実と密接にかかわっていた。すなわち、東エルベの貴族には「社会的対重」²⁴⁾ *gesellschaftliches Gegengewicht* がなかったこと、こ

22), 23), 24) *Ebenda*, S. 4.

れである。社会的・法的に多種多様な形態で存在していた農村住民は、「グーツヘルに転成しつつあるグルントヘル」²⁵⁾の強大な抑圧に対抗することができなかった。これに加えて、東エルベ都市の成熟度は、西部とは比較すべくもなく微弱であった。東エルベの都市は、農民層の後楯としての政治経済的機能を果しえなかつただけではない、むしろその発展は、グーツヘルシャフトの形成を通じて阻害されさえしたのである。ランデスヘルとの権力闘争においてグーツヘルに有利に作用した東エルベの諸領邦の広大さという地理的要因が、その際にも、見逃しえぬ一つの役割を担ったのであった。

小括しよう。H.-U. ヴェーラーと M. ヴェーバーが「臣従気質」そして「社会経済的意気消沈・従属感」という、それぞれに卓越した二つの筆致で生き生きと描きだした「プロイセントウム（プロイセン人の性格）」*Preußentum* の一環は、このように、15世紀末以降のグーツヘルシャフト下での「農場隷民制」に、その最も重要な歴史的根源の一つを求めうる。エルベ川以東の広大な大地は、H. カークの言う「臣従精神の温床」にほかならなかつたのである。

わたくしは、ここで、1989年の東欧改革に始まり、1990年のドイツ統一を経て、翌1991年のソ連邦消滅へと連なる東エルベ現代史上の劃時代的諸事件とその後の激動の現状に、思いを致したい。ただし、この点について本稿では、ドイツに関するごくささやかな問題の指摘にとどめざるをえない。第一に、現在の旧東独地域民に蔓延する「社会経済的意気消沈・従属の感情」は、いったいどのようにすれば癒されるのか。その具体的な方策は、奈辺にあるのであろうか²⁶⁾。他方、あえて誤解をおそれずに言えば、こうした感情の持ち主に固有な精神的態度は、根本的な治療を待つだけの

25) *Ebenda*, S. 4.

26) この点とかかわって、肥前栄一氏もまた、^{ノイエ・ブンダスレグ}新連邦諸州における「臣民根性」（わたくしの訳語では「臣従気質」）の克服という現実問題を指摘しておられる。アムプロジウス、ハーバード著、肥前栄一・金子邦子・馬場哲訳『20世紀ヨーロッパ社会経済史』名古屋大学出版会、1991年、382ページの肥前氏による訳者あとがき、参照。

病的な心性なのであって、そこには、なんらの歴史的・文化的価値のかけらもない、言わば全くの「負のエートス」にすぎぬものなのか。しごく卑近な一例とは言え、グラス (Günter Grass) が評価する「打ち解けた交わり」²⁷⁾ Nischengesellschaft を育ててきたのもまた、東エルベに住む平凡な市民たちだったのではなかったか。グラスは言う。「東ドイツへ何度も行ったことのある人ならだれでも気が付くでしょうが、この私たちのところにはなくなってしまったもの [があります]。つまり、ゆっくりとした生活のテンポ、それに見合う対話の時間の長さ、です。打ち解けた交わりがここから生まれました。メッテルニヒ時代を思わせるビーダーマイヤー (Biedermeier) 様式のもの。そうしたものは、壁の開放とともに、街頭や民主主義へともうすでに消えてしまったかどうか、私にはわかりませんが」²⁸⁾。

現代の「ビーダーマイヤー (愚直な小市民)」たる旧東ドイツの市井の人人に瀰漫する根深い「社会経済的意気消沈・従属感」を放置することはできまい。だが、これになんらかの抜本的解決策をほどこす上で、同じ一般庶民が、文字どおり部屋ツプの片すみすみでいとおしんできたゲゼルシャフトに、ある種の安らぎを求める感情まで、すべて無視しすることは不当であろう。ともあれ、ここには、統一ドイツ資本主義の今後の帰趨を占う上で、座視しえぬ一つの問題が潜むと言ってよいのではあるまいか。M. ヴェーバーが、「小ドイツ主義」的統一を果した1871年後における第二帝政期の東エルベ農民に見た「社会経済的意気消沈・従属感」の問題性は、今日、言わば「西ドイツ主義」的ドイツ統一を実現した1990年以後の東エルベ世界の現状に鑑み、ほぼ一世紀有余の時を闊しつ、あらためてきわめて現実的かつプラクティカルな響きを伴って、われわれの胸に迫ってくるように思われる。グーツヘルシャフトの問題を追究することには、H.-U. ヴェーラーの言う「すぐれて東エルベ的な心性」を歴史的に説き明かす上できわめて重要な意義がある、と言わなければならない。

27), 28) ギュンター・グラス著、高本研一訳『ドイツ統一問題について』中央公論社、1990年、30ページ、参照。傍点筆者。

第二に、東エルベにおける「大土地所有の問題は、どのような現実味 (Aktualität) をいまいちど持つことになるのであろうか」²⁹⁾。H. カークによるこの問題の設定は、きわめて重要である。けだし、カークは、旧東独における LPG 解体後の農業・土地制度再建の実践課題を直視していると思われるからである。この点をめぐって、わたくしはすでに、二つの小稿で若干の問題提起を行った³⁰⁾。ここでは、次の一点のみを書き記して先に進むことにしたい。かつて、わが国における比較史的な Agrargeschichte 研究は、寄生地主制の解体と農地改革の推進というすぐれて実践的な現実課題を強く自覚しつつ、隆盛をきわめて一時代を築いた。1948年創立の「土地制度史学会」と、「変革期における地代範疇」³¹⁾を共通論題として、「農業変革＝土地変革の諸類型並に段階規定の世界史的視野から」³²⁾戦後「農地改革の性格」³³⁾を総合的に規定しようとした同学会の1955年度大会が、その象徴的な指標に目されよう。歴史と現実の二つのモメントの交差に関する強烈な問題意識が、この学会の何よりの強みと魅力であった。もしこのように言いうるとすれば、いままた新たに、このたびは、日本ではなく、われわれの主対象たるドイツ東部を含む東エルベ全般にわたるヨーロッパの地を一大実験場として、きわめて興味深い、だがまた同時に実に深刻な、両契機の交錯の新時代が、その幕を切って落とすと言つてよいのではないだろうか。「東エルベ・アグラールゲシヒテ」³⁴⁾研究の現代的意義とその重要性が、あらためて見直されなければならない。

さて、本稿においては、上述のグーツヘルシャフト論 (Gutsherrschaftstheorie) からひとまず離れて、これとは違うもう一つ別の問題局面にも少しだけ触れておきたい。それは、H.-H. ミュラーが着眼するペヒター

29) H. Kaak, *a. a. O.*, S. VI. これは、Vorwort の一節である。

30) 拙稿「ドイツにおける近現代土地制度史研究の新展開——『ベルリン会議』と K. ヘスのフィデイコミス論——」『広島大学経済論叢』第15巻、第3・4号、1992年、所収、「旧東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために——」『土地制度史学』第138号、1993年、所載、参照。

31) 山田盛太郎編『変革期における地代範疇』岩波書店、1956年。

32), 33) 同上、はしがき、iii ページ。

34) H. Kaak, *a. a. O.*, S. 5. 傍点筆者。

(Pächter), とりわけ、「御料地借地人」Domänenpächter の歴史的役割に関するものである。1807年の土地改革 (Agrarreformen) ののちに急速に一階層としての形を整えたドメーネンペヒターは、プロイセン農業の近代的興隆に大きく貢献した³⁵⁾。

事例 1 Alfred Schröder³⁶⁾

Oberamtmann (御料地上級管理人) の肩書きを持つ A. シュレーダーは、ザクセン在の三つの御料地 Alvensleben, Klein Rottmersleben そして Tundersleben の借地人である。「最も聡明な甜菜栽培農民 (Rübenbauer)」³⁷⁾ の一人と称された彼は、1890年頃に、計808.25ヘクタールの農地を耕したが、その39パーセント (316ヘクタール) が甜菜用地であった。御料地 Tundersleben の1900年度の決算は、第一表³⁸⁾ のとおりである。シュレーダーが支払った借地料のヘクタール当たり単価は、当時

第一表 Tundersleben の1900年度決算

| | | |
|----------|------------|-----|
| 1. 収入 | 358,506.47 | マルク |
| 2. 支出 | 312,820.34 | |
| 3. 残額 | 45,686.13 | |
| a. 借地料 | 22,737.95 | |
| b. 立替金返済 | 9,000 | |
| c. 純収益 | 13,948.18 | |

35) Vgl. Hans-Heinrich Müller, Domänenpächter im 19. Jahrhundert, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1989 Teil I, S. 123. 以下, 引用は, Domänenpächter と略記する。

36) Vgl. ders., Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich [Maschinenschrift], Berlin 1992, S. 25f. 以下, 引用は, Pächter とのみ記す。1992年4月に開催された「ベルリン会議」の二日目に報告されたミュラーのこの論文は, 本年9月, ベルリンの Akademie-Verlag より刊行される Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik. Agrarkrise, jährliche Interessenpolitik, Modernisierungsstrategien*, に収録予定。

37) H.-H. Müller, Pächter, S. 25.

38) *Ebenda*, S. 26, より作成。

のプロイセンにおける最高額の一つであったが、彼はそれでもなお、この農場一つのみから、約1万4千マルクの純収益を得ることができた。だが、彼の収入源は、御料地経営だけではなかった。彼は、Nordgermersleben 甜菜糖工場に資本参加していたのである。その出資額は、122,500マルクであった。これに加えて、彼の義理の姉妹 Ida が Alfred と同一の金額を追加したので、シュレーダー家の持ち分は、当該の会社が集めた資本金のほぼ半分（49パーセント）にまで達した。ちなみに、伯爵位を持つ近隣の貴族は、40,000マルクを払いこみえただけだった。A. シュレーダーは、1899年に、5,625マルクの配当金を手にすることができた。これは「最も賢明なそして最も成功せる農業者」³⁹⁾とゴルツ (Theodor Freiherr von der Goltz) が呼んだ御料地借地人の典型的好例の一つに数えられよう。

事例2 Adolf Schmelzer⁴⁰⁾

有能な仕事ぶりと「企業家精神」⁴¹⁾ Unternehmersinn の体現者としてその名を馳せたブランデンブルクの A. シュメルツァーは、大土地所有の模範的経営者であり、人人から「オーデルブルッフの王」⁴²⁾ König des Oderbruches とまで激賞される尊敬を得た。彼が辿った経歴は、およそ以下のとおりである。農業家としての最初の修業を、ザクセンの Erxleben 農場で積んだ彼は、Wanzleben 郡の Ampfurt 御料地と Blecken-dorf 騎士農場において、自主性に富む管理人として働き始めるのであるが、やがて適当な時機を見て、ザクセンからブランデンブルクに移り住む。1865年のことである。オーデルブルッフ在 Sachsen-dorf 御料地の「借地人助手」⁴³⁾ Amtsassistent が、ここでの最初の職務であった。Oberamt-mann だった Baath の未亡人と1866年に結婚したシュメルツァーは、ザクセンドルフの共同管理人 (Mitpächter) 兼、騎士農場 Hackenow の共有者 (Mitbesitzer) という、農業家として飛躍するための絶好の地位を得る。

39) Theodor Freiherr von der Goltz, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft, Bd. 2, Das 19. Jahrhundert* [1903], Neudruck, Darmstadt 1963, S. 349, 山岡亮一訳『ゴルツ 独逸農業史——十九世紀——』有斐閣, 1938年, 392ページ。

40) Vgl. H.-H. Müller, Pächter, S. 33.

41), 42), 43) *Ebenda*, S. 33.

1866年に Lehngut の Hathenow を取得していた彼のその後の活躍はまことに目覚ましく、1879年には騎士農場 Rathstock を、そして1899年には Tucheband 騎士農場をあいっいで手に入れて、着着と自らの基盤を拡充していった。H.-H. ミュラーは、面積規模不明の買い占め農耕地まで含めて、ミュメルツァーの土地所有規模は、約1,650ヘクタール以上に達すると算定している（第二表⁴⁴⁾ 参照）。

1881年に Amtsrat の官職に就いたシュメルツァーは、1908年にはついに、御料地ザクセンドルフを、その分農場 (Vorwerk) Werder とともに買い上げて、壮麗な一大所領を築き上げた。一個の「大土地所有複合体」⁴⁵⁾ を成すすべての農場に、新式の経営用建物を配備し、25～30キロメートルにわたる農場間道路の舗装工事と大がかりな灌漑工事を実施した彼は、諸農場の有機的結合を確保した上で、ザクセンドルフにある甜菜糖工場への原料輸送を合理化しつつ、同工場の近代化を敢行した。また、Wartthebruch, 西プロイセン, オーベル・シュレージエン, そしてガリツィア方面からの安価な渡り労働者の一団を雇用して、経費節減に努めながら、他方、組織的な大事業の資金源を得るために、「ベルリン・シックラー兄弟銀行」⁴⁶⁾ Berliner Bankhaus Gebr. Schickler と良好な取引関係を結ぶ

第二表 シュメルツァーの土地所有

| | |
|----------------------------------|--------|
| Domäne Sachsendorf | 897 ha |
| Rittergut Tucheband mit Hackenow | 371 |
| Rittergut Rathstock | 324 |
| Lehngut Hathenow | 50 |
| 合 計 | 1,642 |

44) ミュラー氏による1992年9月25日付の筆者宛私信に基づいて作成。この私信は、テキストでは不明だった面積規模に関する筆者の1992年8月31日付の問い合わせに対するミュラー氏の回答である。

45) M. Weber, *a. a. O.*, S. 347.

46) H.-H. Müller, *a. a. O.*, S. 33.

ことも忘れなかった。ザクセンドルフが、その周りに存する数多くの地主農場と農民経営の双方に及ぼした「模範的な影響」⁴⁷⁾は、まことに甚大であった。H.-H. ミュラーは、シュメルツァーの大土地所有を、このように高く評価している。

ここで、次の暫定的小括を試みたい。いわゆる「大世襲財産」⁴⁸⁾の社会政策上の積極的役割について、その周辺に散在する中小諸経営に対する教育的効果を認めた M. ヴェーバーの「世襲財産論」が含む重大な一論点と一脈相通じる理解が、ここにはある。世襲財産であると否とを問わず、ドイツの一部の大農場が、19世紀末以降にあって、それ故、古いグーツヘルシャフトの近代的アウフヘーベンを担う「農民解放」の洗礼を受けた後の時期に、プロイセンにおける資本主義的農業推進の点で寄与した一定の歴史的役割を、「ドイツ大土地所有の近代化促進の効用」と呼んではいけないであろうか。そして、この点を間違いなく示唆する言わば「M. ヴェーバー＝H.-H. ミュラー的視点」⁴⁹⁾の意味を熟慮する必要は、全くないと言いつつよいであろうか。

事例3 Johann Gottlieb Koppe⁵⁰⁾

18世紀における「世襲隷民の零細地保有農」⁵¹⁾ないしは「封建的隷属下にあるビュードナー (Büdner) 兼、日雇い労働者」⁵²⁾の息子として出生した J. G. コッペは、前の例で見た A. シュメルツァーが活躍した地方である同じオーデルブルッフに位置した二つの御料地 Wollup と Kienitz の借地人であった。「19世紀中葉頃の最も傑出した農業家」⁵³⁾の一人に数えら

47) *Ebenda*, S. 33.

48) M. Weber, *a. a. O.*, S. 362, 374ff.

49) 『土地制度史学』第138号所収の前掲拙稿、とりわけ、そのⅢ 問題提起を参照。

50) Vgl. H.-H. Müller, *Domänenpächter*, S. 127, 129f., 132-136.

51) Wolfgang Treue, *Der landwirtschaftliche Unternehmer in Ostdeutschland. Bemerkungen über einen vernachlässigten Bereich der Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmerbiographie*, 3. Jg., 1958, H. 1, S. 38.

52) H.-H. Müller, *a. a. O.*, S. 134.

53) *Ebenda*, S. 129.

れる彼は、トロイエ (Wolfgang Treue) が言う、東部ドイツにおける「農民企業家」⁵⁴⁾の代表的人物である。さて、コッペ、シュメルツァー、そしてシュレーダーらの御料地借地人は、総じて、疑問の余地なく、経済進歩の担い手であった。ギムナジウム、専門学校、単科・総合大学で修得した高い教育水準を誇る彼らは、また、実務の合間をぬって、しばしば研修旅行に出かけて新知識の摂取に努めた。勉学の行き先として彼らがイギリスを選ぶことが多かったことは、興味深い事実である。彼らは、19世紀の初頭期にはすでに、「イギリスの輪作」⁵⁵⁾ *die englische Wechselwirtschaft* の近代的合理性を認識していたのである。

「影響力に富む社会階層」⁵⁶⁾としての御料地借地人自身、さながら、多くの若い農業家にとっての「農業の大学」⁵⁷⁾そのものであった。地主貴族の息子たちが御料地におもむいて、そこで初めて、「プルジョアの模範経営」⁵⁸⁾の何たるかを学びえたことも、決してまれではない。一例を示すと、御料地 Wollup では、Friedrich von Bodelschwingh が1849年から51年までの二年間、コッペを師と仰いで合理的農業経営の実務を学んだ。コッペ自身にも、テーヤ (Albrecht Thaer) の Möglin 農場内の農業アカデミーにおいて、教鞭をとった経験があった。コッペは、1837年に、彼が管掌するもう一つの御料地である Kienitz に大きな甜菜糖工場を開設する。同工場の砂糖生産額は、1856年には24,500デントンにまで高まった。甜菜栽培は、「集約的農業経営の大学」⁵⁹⁾とでも言うべきものであった。

この借地人階層と国との関係は、コッペの言う「道義的信頼」⁶⁰⁾によって結ばれていた。国有地の経済的効率よりもその安定性の方を重視した国は、借地料の最高額を言ってよこす者ではなく、むしろ、定評のある借地

54) W. Treue, *a. a. O.*, S. 39.

55) Vgl. H.-H. Müller, *a. a. O.*, S. 126. この文言は、ミュラーが引用する August Karbe 著の書物, *Die in der Mark Brandenburg und anderen deutschen Provinzen mögliche und nützliche Einführung der englischen Wechselwirtschaft*, Prenzlau 1802, というタイトルから借用した。

56), 57), 58) H.-H. Müller, *a. a. O.*, S. 133.

59) Ders., *Pächter*, S. 16.

60) Ders., *Domänenpächter*, S. 130.

人を優先した。表向きの借地契約期間は18年間ということになっていたが、ペヒターは、借地料の比較的軽微な値上げとひきかえに、自分の借地期間が延長されるに違いないことを、最初から当てにすることができた。それだけではない。18世紀の末ないしは、おそくとも、1830～40年頃を起点として、第2次世界大戦後の1945年に至るも、なお依然として、同一家族の手に特定の御料地が委ねられ続けた事例さえ枚挙にいとまがない。本稿で取り扱ったザクセンの A. シュレーダーとブランデンブルクの J. G. コッペも、一個の「家族経営」⁶¹⁾ Familienwirtschaft と化したそのような御料地の典型的な借地人にほかならなかった。御料地借地は、父祖から直系の子孫へと何代にもわたって伝えられていく終身職であり、同時に、ある種の「家禄」⁶²⁾ Familienpfünde でもあったのである。わたくしは、この意味で、御料地農場自体が、一種の「世襲財産所領」Fideikommiß-Herrschaft を成す大土地所有の一形態であったと捉えたとしても、あながち誤りとは言えないのではないかと考える。少なくとも、御料地借地人職のうちの無視すべからざる部分が、一世紀有余もの永きにわたって、同一家族により独占的排他的に継受される、家族世襲財産的な職分となっていたことは、事実なのである。

この点とかかわって、さらに、「御料地借地人階層の同族性」⁶³⁾ Domänenverwandschaft を指摘しておく必要があろう。一例にすぎぬが、コッペは、自分の娘を、御料地借地人の次の三家、すなわち、Klein-Rosenburg と Patzetz の Elsner 家、Sorau の Peyer 家、そして Wanzleben の Kühne 家へとそれぞれ嫁がせ、また、息子の嫁を、御料地 Lebus を任された Gansauge 家から迎えたのである。御料地借地人層のなかには、このほか、貴族と姻戚関係を結ぶ者、あるいは、叙爵書(Adelsbrief)を得て、自身が貴族となる者も、相当数多く見うけられた。

J. G. コッペに代表されるプロイセンの御料地借地人階層が、1848年の

61) *Ebenda*, S. 129, ders., Pächter, S. 24.

62) Ders., Domänenpächter, S. 130.

63) *Ebenda*, S. 132.

三月革命期に担った役割に関する H.-H. ミュラーの次の叙述を紹介して、小括にかえたい。経済の領域において、時に新機軸をうちだすほどの進歩性を示した同層は、その心情 (Gesinnung) の点では、概して、自由主義=保守的 (liberal-konservativ) であった。彼らは、プロイセン王家に心服して、王冠に対する忠誠を誓った。1848-49年の革命の二年間ほど鮮やかに彼らのこの態度を明示する事実は、ほかにはない。一例を挙げると、Wollup の御料地借地人コッペである。彼は、すぐれて有能かつ先見の明ある企業家で、工場生産的 (fabrikmäßig) 農耕を推進し、そこでは、工場内分業に似た労働の分割 (Arbeitsteilung) が成果を挙げた。彼はまた、農村民の騷擾を絶対認めず、王家への感謝の念を公言してはばからなかった。しかし、同時に他方において、彼は、「市民 (Staatsbürger) を臣民 (Untertan) として操ろうとするプロイセン方式」⁶⁴⁾ をよしとせず、関係諸庁には、営業の自由の阻害要因を除くとともに、必要な保護を、それを待つ個人に与えるよう要求した。「御料地借地人とは、ブルジョア秩序の達成を確実にするために、現存する弊害の除去を望みながらも、一方で、不可避免的な闘争と新たな矛盾とを伴わずに、この社会構造を実現しようとした、かのブルジョアジーの一部であった」⁶⁵⁾。

プロイセン保守主義の一翼を担ったものの、同時に、「市民の臣民扱い」を嫌い、そのかぎりまで、プロイセン農村民へのあの「臣従気質」の浸透をも潔しとしなかったドマーネンペヒターの、ある種独特のブルジョア的近代性 (保守主義と民主主義の両立) が、認められなければならないのではあるまいか⁶⁶⁾。

(1993. 4. 14. 脱稿)

64), 65) *Ebenda*, S. 133. 傍点筆者。

66) 農業進化の「プロイセン型の道」において、資本力に富む大・中農層が、Junkertum と Landgemeinde の媒介環としての重要な歴史的役割を果たしていたことを、わたくしは、最近書いた別稿で指摘した。そうだとすれば、ドマーネンペヒターもまた、ユンカートウムとラントゲマインデとのあいだの橋渡し役ではないが、これとは違うまた別の仲介役、すなわち、プロイセンにおける国 (中央) と村 (地方) との媒介環としての一定の役割を担った、と言えるのではないだろうか。『歴史』(東北史学会) 第80輯、1993年、所載の佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説——』多賀出版、1992年、に対する拙評を参照。